

野生のイノシシにご注意を！

イノシシによる被害が増加しています。近年では田畑だけでなく、住宅地や道路などにも出没しています。被害を防ぐためにも、イノシシの習性を理解し、遭遇した場合の対処法を知っておくとともに、地域でイノシシを寄せ付けない環境づくりに努めましょう。

本市のイノシシ捕獲頭数、イノシシ被害額

年度	年間捕獲頭数	年間被害額(農作物)
平成20年度	3,785頭	7,339万円
平成21年度	2,832頭	1,396万円
平成22年度	6,470頭	3,412万円

イノシシの習性

- 夜間だけでなく、日中も行動します。
- 比較のおとなしく臆病な動物ですが、人間に対する警戒心がなくなると人前でも行動します。
- 雑食性で家庭の残飯など何でも食べます。

イノシシに出会ったときは

- 不用意に近づかず、その場を離れましょう。
- イノシシが近づいてきた場合は、慌てずにゆっくりと後ずさりして、塀の陰などイノシシから見えない安全な場所に避難しましょう。特に子連れの場合は、親が興奮していることが多く、注意が必要です。

りと後ずさりして、塀の陰などイノシシから見えない安全な場所に避難しましょう。特に子連れの場合は、親が興奮していることが多く、注意が必要です。



- むやみにイノシシを刺激しないようにしましょう。向かってくる場合があり危険です。

イノシシの出没を防ぐには

- 餌を与えないようにしましょう。人に慣れる上、餌を求めて何度も出没するようになります。
- 生ごみなど餌となるものは適切に処理し、放置しないようにしましょう。また、柿など餌となる果樹も収穫するなどして処分しましょう。食べ物の味を覚えさせないことが大事です。
- 庭への侵入を防ぐため、丈夫で高さがある柵を設置しましょう。
- 休耕地など、雑草が茂った所は格好の隠れ場所となるため、草刈りを行い見通しを良くしましょう。

有害鳥獣対策室 ☎25-9698(イノシシホットライン)

事業主の皆さん、個人住民税は特別徴収へ切り替えを

特別徴収とは、個人住民税の給与天引きのことで、事業主が従業員に毎月支払う給与から、所得税と同様に個人住民税を引き去り、給与所得者に代わって納める制度です。所得税の源泉徴収を行う事業主は、地方税法の定めにより、住民税を特別徴収し、従業員に代わって納入する必要があります。

本市では、適正で円滑な住民税の徴収事務を行うため、住民税の特別徴収への切り替えを推進しています。事業主の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

特別徴収のメリット

- 従業員は納税のために金融機関に向く手間が省ける上、給与天引きのため納め忘れがありません。

- 毎月給与から天引きされるので、普通徴収(年税額の4回割)に比べ、従業員の負担感が軽減されます。

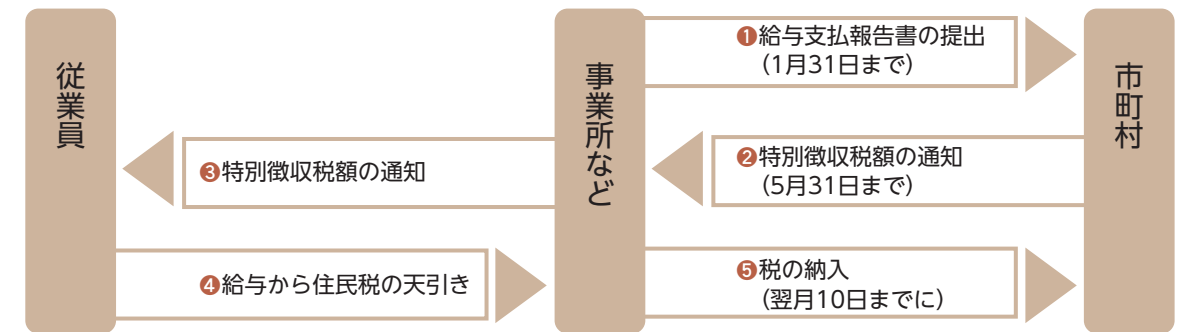
税額計算の必要はありません

本市が税額を計算して通知しますので、所得税とは異なり、事業主が計算したり、年末調整を行ったりする必要はありません。

切り替えの手続き

毎年1月31日が提出期限となっている給与支払報告書(特別徴収の総括表・個人別明細書)を市民税課へ ※5月に「特別徴収税額決定通知書」を送付しますので、記載された税額を6月給与分から毎月天引きし、翌月10日までに納入してください。

住民税 特別徴収の流れ



市民税課 ☎24-1111

佐世保公園に設置する大型遊具ひろばの愛称募集

次代を担う子どもの成長と子育てを支援するため、平成22年度に設立された「佐世保市子ども未来基金」。本年はこの基金を使って佐世保公園(平瀬町)に子どもたちが遊ぶことのできる大型遊具を設置する予定です。本市では、多くの市民の皆さんに親しんでもらえるよう、大型遊具を設置するひろばの愛称を募集します。



佐世保公園に設置する大型遊具(イメージ図)

募集内容

①愛称②愛称の読み方③愛称の説明(言葉の意味など)

募集期間

1月10日(火)～31日(火)

応募資格

市内在住または市内へ通勤、通学している人

応募方法

上記の募集内容①～③と応募者の住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、郵送(〒857-8585、住所不要)かファクス(25-9673)、Eメール(kodosei@city.sasebo.lg.jp)で子ども政策課「子ども未来基金による大型遊具ひろば愛称募集」係まで

※最優秀賞1人、優秀賞2人には、感謝状と図書カードを贈呈します。

※審査結果は市ホームページなどで公表します。

子ども政策課 ☎24-1111

水道局職員採用試験

試験日 2月5日(日)

試験会場 中央保健福祉センター 8階・講堂

受付期間 1月10日(火)～23日(月) ※締切日必着

募集職種 水道および下水道技術職

採用予定人員 若干名

受験資格

昭和55年4月2日～平成5年4月1日に生まれ、中型または普通自動車免許を所持するか、採用までに取得する予定の人で、高等学校以上で土木専門課程を卒業した人か、卒業見込みの人

試験案内、申込書の配布場所

水道局経営管理課・営業課、北部管理事務所(吉井行政センター内)、宇久営業所(宇久行政センター内) ※市ホームページからもダウンロードできます。

水道局経営管理課 ☎24-1151

1月26日は「文化財防火デー」



昭和24年1月26日に法隆寺(奈良県斑鳩町)の金堂壁画が火災で焼失したことをきっかけに制定された「文化財防火デー」。この日は文化財防火運動が全国的に実施されており、本市でも消防署と消防団が合同で消防訓練を行っています。

本市には国の重要文化財に指定された「黒島天主堂」をはじめ、県指定の重要文化財である「楠本端山旧宅」「旧松浦炭鉱事務所」、市の重要文化財「大念寺鐘楼山門」などの貴重な文化財があります。

先人たちが築き上げてきた文化財を末永く守り伝えていくことができるよう、文化財防火に対する市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

消防局予防課 ☎23-9256